

議案第 52 号

長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成20年12月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

対象となる契約の種類について、見直しを行おうとするものであ
る。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を
改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの
- (2) 庁舎等の管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、経常的かつ1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められるもの

第2条第3号を削る。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。